

南紀熊野ジオパーク活動促進事業共催団体募集要項

南紀熊野ジオパークエリア（和歌山県新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町、及び奈良県十津川村の一部）におけるジオパーク活動の促進を目的として、地域の民間団体等から、活動計画を募集・選定し、応募団体（者）等と南紀熊野ジオパーク推進協議会が共催で、本事業を実施します。

1 ジオパーク活動の募集対象部門

募集の対象とする「南紀熊野ジオパークエリアにおけるジオパーク活動」の部門は、以下のとおりとします。

(1) ジオパーク関連商品開発部門

- ・ジオパークを活用することで地場産業の振興につながる活動
（農林水産物及び地場産品のジオパーク関連商品化）
- ・ジオパークを活用し新ビジネスを創出する活動
（ジオパークと関連した土産、グッズ、体験メニュー等の開発）

(2) ジオパークとの連携と協働部門

- ・世界遺産、ラムサール条約湿地、他ジオパーク（構想）との連携と協働による相互の魅力を高める活動

(3) その他部門

- ・保全と整備、地域活性化策の創出、教育への活用、観光資源としての活用等に資する活動

2 応募対象団体（者）

- (1) 原則として、南紀熊野ジオパークエリア内を拠点としている民間団体（者）等
- (2) 令和4年2月28日（月）までに南紀熊野ジオパーク活動促進事業実績報告書（様式5）の提出が可能な民間団体（者）等
- (3) 応募は1団体（人）当たり、1件とします。
- (4) 応募者自身又は応募団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。）が下記のいずれにも該当しないことが必要です。
 - ・ 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - ・ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

3 活動資金の額

(1) 活動資金の額

本事業で当協議会が負担する活動資金は1件当たり原則10万円を上限とします。

なお、本事業で当協議会が負担する活動資金を超える額については、応募団体（者）が負担するものとします。

また、本事業について、別の地方公共団体や民間団体から補助金などを受けている場合は活動資金を負担できないことがあるので、事前に相談してください。

(2) 本事業で負担する活動資金の対象経費

活動を行うために必要な経費であって、当該事業のために使用されることが特定・確

認できるもの。例えば、講師謝金、施設使用料、レンタル・リース料、交通費、その他雑品購入経費等。(ただし、飲食費や単価が3万円以上の物品の購入経費等は除きます。また、活動資金額を決定する前に購入等した経費は対象になりません。物品販売を目的とする商品開発は、試作品に係る経費のみが対象です。)

4 応募方法

応募団体(者)は、南紀熊野ジオパーク活動促進事業申請書(様式1)に次の書類を添えて郵送、持参又はメールにより提出してください。

- | | |
|--------------|----|
| ①誓約書(様式2) | 1部 |
| ②活動計画書(様式3) | 1部 |
| ③活動費予算書(様式4) | 1部 |

■提出先・問合せ先:

南紀熊野ジオパーク推進協議会事務局

(和歌山県立南紀熊野ジオパークセンター) 藤野・大江

〒640-3502 東牟婁郡串本町潮岬 2838-3 TEL:0735-67-7100

e-mail: e0320005@pref.wakayama.lg.jp

西牟婁振興局地域振興部企画産業課 熊本

〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL: 0739-26-7947

東牟婁振興局地域振興部企画産業課 寺本

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 TEL: 0735-21-9604

■様式等: 南紀熊野ジオパーク推進協議会のホームページに掲載しています。

<http://www.nankikumanogeo.jp/>

5 応募締切

令和3年9月30日(木) 17時00分必着

6 審査

応募提案の申請について、協議会が指名する審査員により審査を行い、共催団体及び本事業で拠出する活動資金の額を決定し、10月中旬に連絡します。

7 報告方法

令和4年2月28日(月)までに、南紀熊野ジオパーク活動促進事業実績報告書(様式5)に次の書類を添えて提出してください。なお、提出先は、4の提出先と同じです。

- | | |
|--------------|----|
| ①活動実績書(様式6) | 1部 |
| ②活動費決算書(様式7) | 1部 |

8 活動費の支払い

原則として、活動費決算書(様式7)及び添付された領収書等を精査して、本事業で負担する活動資金の額を確定した後、支払います。

9 その他

共催団体として決定した後に、本募集要領に違反した場合、その決定を取り消し、本事業の活動資金も負担しません。